

令和7年度 抱え上げない介護推進事業所推奨 要項

1. 趣旨

施設・在宅を問わず、医療介護福祉の現場では、利用者の抱え上げ介護などによる腰痛の発生等、高い身体的負担や、力任せの介護などに起因する利用者の二次障害の発生等の課題があります。

これに対して、力任せではない「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護（以下「抱え上げない介護」）は、介護での身体の正しい使い方や適切な福祉機器の活用等、安全で快適に働くことのできる職場環境や体制づくりに組織として取り組むことで、職員のみならず介護の質の向上に有用な取り組みです。

本会では、県内介護保険事業所等への研修や取組事業所の推奨等を行うことにより、「抱えあげない介護」の普及・促進を図ることで、介護の現場での介護者利用者への身体的負担の軽減や介護の質の向上、職場環境の改善による職員の定着確保に資することを目的に当事業を実施します。

2. 実施主体

滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会

3. 対象となる事業所

滋賀県内の介護保険事業所、障害者福祉サービス事業所、医療機関で以下の要件を満たす事業所。

【要件】

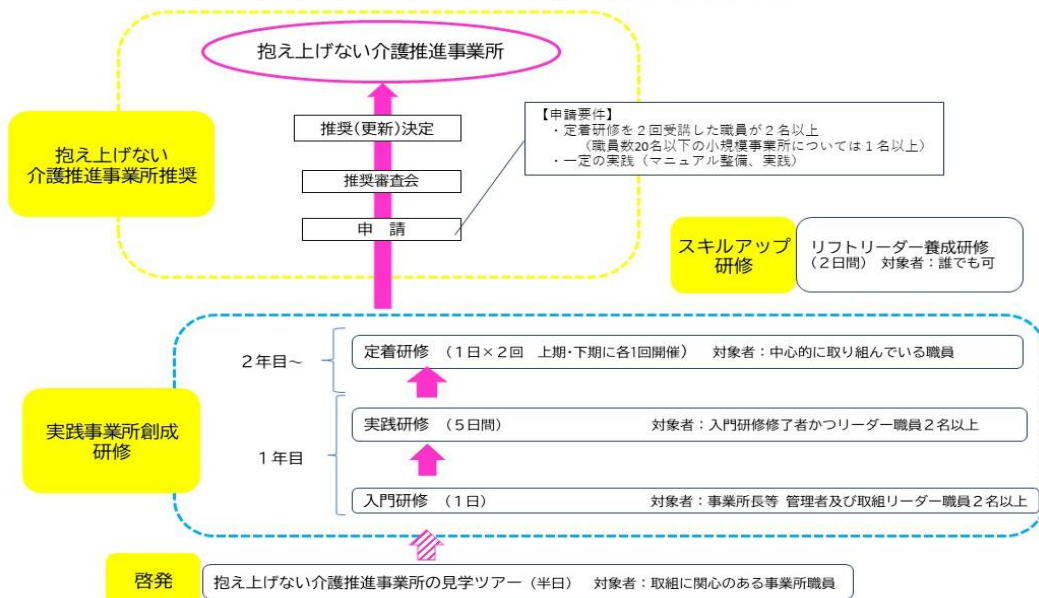
- ① 「抱え上げない介護推進事業所推奨事業関係研修について」（別紙1）に定める「抱え上げない介護定着研修」の修了者が2名以上在籍している事業所であること。ただし、職員数20名以下の小規模事業所については「抱え上げない介護定着研修」の修了者が1名以上在籍していることとする。

※ 本会滋賀県福祉用具センターが実施した抱え上げない介護実践事業所創成研修(図1 参照)を段階的に受講・修了した事業所。平成元年度からの関連研修については図2のとおり読み替えます。

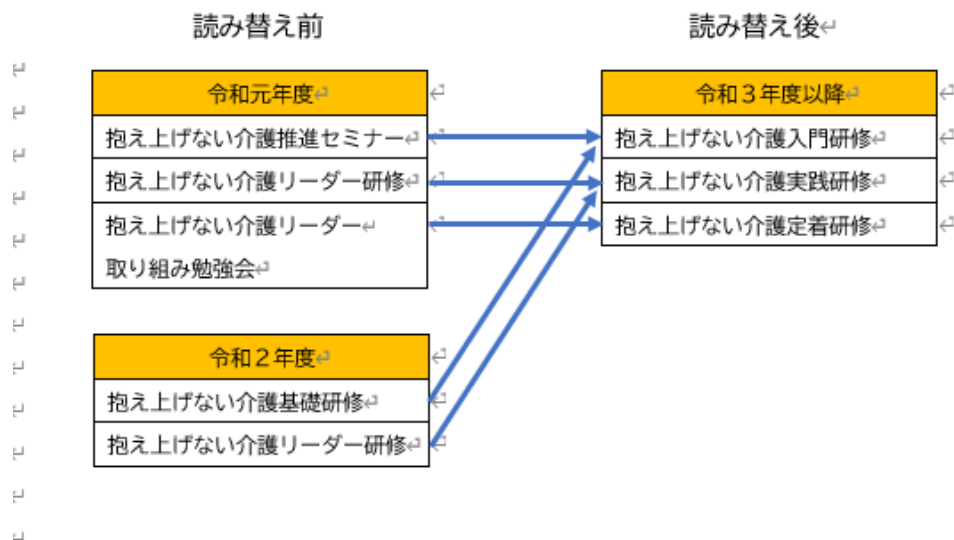
- ② 「抱え上げない介護」の実践が定着していること

<令和7年度抱え上げない介護推進業体系図>

(図1)



(図2) 抱え上げない介護推進事業所推奨事業関係過年度研修の読み替えについて



4. 募集期間

令和7年6月9日(月)～8月8日(金)迄

5. 申請方法

下記の該当様式(1)～(2)を下記まで送付してください。

【新規に推奨申請をされる場合】

- (1) 様式第1号「抱え上げない介護推進事業所推奨申請書」
- (2) 様式第1号-2「抱え上げない介護推進体制等確認資料」およびマニュアル

【更新申請をされる場合】

- (1) 様式第2号「抱え上げない介護推進事業所推奨申請書」
- (2) 様式第2号-2「抱え上げない介護推進体制等確認資料」およびマニュアル

※9月開催予定の審査会に事業所職員に出席いただき、審査委員より内容の確認をさせていただきます。

6. 推奨の決定

「抱え上げない介護推奨審査委員会」で審議後、令和7年9月～10月頃に推奨の可否を決定し、申請いただいた事業所に通知します。

7. 推奨証の交付

別途「抱え上げない介護推奨証」交付式を予定しています。

8. 推進事業所へのお願い

本会が行う抱え上げない介護を広めるための取組にご協力ください。

9. 問い合わせ・送付先

滋賀の縁創造実践センター／社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会／滋賀県福祉用具センター
〒525-0072滋賀県草津市笠山7丁目8番138号

TEL：077-567-3903 FAX：077-567-3967 E-mail：yogu@shigashakyo.jp

抱え上げない介護推進事業所推奨申請についてのQ & A

Q 1. 定着研修修了者が退職し、2名以上の在籍要件に満たなくなりましたが、要件を満たすためにはどうすれば良いですか。

A. 実践研修を修了された事業所であれば、腰痛予防対策チームメンバー等他の職員の方が受講・修了されれば要件を満たせます。

Q 2. 定着研修の修了者が昇進で管理者になりましたが、要件の対象外になりますか。

A. 同一事業所内での異動・昇進は抱え上げない介護の取組に影響が無いと考えられるため、引き続き対象となります。ただし、同一事業所外の異動・昇進は対象外になりますので、定着研修の受講・修了が必要です(Q 1 参照)。

Q 3. 令和元年度「抱え上げない介護リーダー研修」「抱え上げない介護リーダー取り組み勉強会」、令和3年度に「抱え上げない介護定着研修」を受講・修了しましたが、要件を満たしますか。

A. 令和3年度以降に実施する「抱え上げない介護入門研修」を受講いただければ要件を満たせます。事業所から2名以上の受講が必要です。

Q 4. 別の事業所で定着研修を修了した職員が在籍していますが、要件にカウントできますか。

A. 当事業は事業所としての取り組みを促進する事が目的ですので、別の事業所での受講履歴は反映できません。